

○財務省告示第百二十一号  
相続税法施行令(昭和二十五年政令第七十一号)  
第一条の二第二項第七号の規定に基づき、同号に  
規定する生命共済に係る契約を指定する等の件  
(昭和五十六年十月大蔵省告示第百二十五号)の  
一部を次のように改正する。  
平成二十年四月一日

財務大臣 額賀福志郎

本文中第五号を削り、第六号を第五号とし、第  
七号を第六号とし、同文に次の一号を加える。

七 日本郵政グループ労働者共済生活協同組合